

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 第 3 期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領 (案)

国立大学法人評価委員会決定
平成 27 年 5 月 27 日
一部改正：平成 29 年 3 月 2 日
一部改正：平成 31 年 3 月 00 日

1. 概要

- 国立大学法人評価においては、各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点が重要である。したがって、法人の多様な役割に応じ、世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等について、適切に評価を行う。なお、大学共同利用機関法人については、上記の視点に加え、我が国全体を俯瞰し、学術研究全般の研究機能強化を図るという特性を踏まえ、個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究に係る取組状況についても、適切に評価を行う。
- 国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものとして、文部科学大臣に指定された法人（指定国立大学法人）の第 3 期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領については、別途定める。
- 各年度終了時の評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認するとともに、各法人の年度計画の実施状況等に基づき、中期計画の各項目の進捗状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- 各法人の質的向上を促す観点から、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。

2. 実施方法

(1) 項目別評価

ア. 法人による自己点検・評価

- 「業務運営・財務内容等の状況（業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、自己点検・評価及び情報提供、その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理及び法令遵守等）の 4 項目）」について、年度計画の記載事項ごとに事業の実施状況を自己点検・評価し、実績報告書に以下の 4 段階により進捗状況の記号を記載する。

ただし、平成 31 及び 33 年度評価では、進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

進捗状況	
「年度計画を上回って実施している」	(Ⅳ)
「年度計画を十分に実施している」	(Ⅲ)
「年度計画を十分には実施していない」	(Ⅱ)
「年度計画を実施していない」	(Ⅰ)

- ・ 「教育研究等の質の向上の状況」及び「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標の状況」については、実績報告書の「全体的な状況」欄に総括して記載する。ただし、「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標の状況」については、上記「業務運営・財務内容等の状況」と同様の方法により記載する。

イ. 国立大学法人評価委員会による検証

- ・ 「中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」という観点から、年度計画の記載事項ごとに、自己点検・評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。
- ・ 上記検証は、書面調査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 法人による自己評価と国立大学法人評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 国立大学法人評価委員会による評定等

- ・ イ. の検証を踏まえ、項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や注目すべき点、遅れている点にコメントを付す。
- ・ 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうかを勘案し、評価する。
- ・ 進捗状況は、以下の6段階により評定する。なお、評定は、基本的には各法人の中期計画に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

評定	判断基準（目安）
中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	国立大学法人評価委員会が特に認める場合
中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある	すべてⅣ又はⅢかつ注目すべき点が一定程度ある場合
中期計画の達成に向けて順調に進んでいる	すべてⅣ又はⅢ
中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
中期計画の達成のためには遅れている	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	国立大学法人評価委員会が特に認める場合

※ 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（「共通の観点」に関する取組状況等を含む。）を勘案し、総合的に判断する。

- ・ 「教育研究等の質の向上の状況」及び「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標の状況」については、実績報告書の「全体的な状況」欄の総括的な記載等を踏まえ、注目すべき点にコメントを付す。~~ただし、「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標の状況」については、上記「業務運営・財務内容等の状況」と同様の方法により評価を行う。~~

（２）全体評価

項目別評価結果及び実績報告書の「全体的な状況」欄の総括的な記述等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況及び中期計画の進捗状況を記述式により評価する。

また、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、進捗状況を記述する。

（３）法人への意見申立て機会の付与

評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

（４）評価結果の決定・公表

評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

（参考）スケジュール

6月末日まで	各法人が実績報告書を提出
7月～8月	実績報告書を調査・分析
8月下旬～9月	評価結果案の策定、各法人に提示
9月	評価結果案に対する各法人の意見申立て
10月下旬	評価結果の決定、各法人に通知・公表